

令和5年度津波避難施設における滞在機能向上検討業務委託 特記仕様書

1. 業務目的

静岡県内の津波避難施設（津波避難タワー及び命山）については、大地震時の津波からの住民の避難を主目的とした施設であり、現状ではその大半が、階段や手すり等の避難においての最低限の設備が具備される施設である。一方で、避難の契機となる大津波警報等が発表されると、解除までに1日以上継続することが想定されることから、その間の滞在機能の向上が必要である。

本業務は、この津波避難施設の滞在機能（防雨、防風、防寒、通信、トイレ等）を向上するために有効な策を検討し、今後の津波避難施設における滞在機能向上に向けた方向性を示すことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的、主旨を把握した上で業務が円滑に実施できるよう、実施方針、業務工程表、業務組織計画、打合せ計画等を記入した業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

各市町の津波避難施設における、既存の調査結果や竣工図などの関係資料（発注者から提供）から、津波避難施設の形式・形状の類別、収容人数及び余裕率について整理を行う。なお、令和5年4月1日現在で、県内の津波避難施設は135箇所（避難タワー117箇所、避難マウンド18箇所）となっている。

(3) 法的な諸条件の整理

現状把握及び状況を整理するとともに津波避難施設に関連する法律（建築基準法等）を整理し、(2)で整理した類型別に滞在機能の向上における制約の確認を行う。

(4) 津波避難施設の滞在機能の向上に向けた提案

(3)の整理結果を踏まえ、各類型型に実現可能な津波避難施設の滞在機能（防雨、防風、防寒、通信、トイレ等）の向上に向けた提案を示す。

(5) 事例集作成

同様の事業を実施した類似事例や、津波避難施設の滞在機能の向上に寄与する製品や技術を調査し、本事業へ反映すべき事項を整理する。メーカーに問い合わせし、詳細な情報を収集し、事例集に反映する。

(6) 最新技術・最新設備情報の収集

静岡県が参加する防災に関する展示会（1回程度）の参加補助を行う。また、展示会における最新の情報を収集し、本業務で検討する津波避難施設への応用の可否を判断し、(5)の事例集へ反映する。

(7) 学識ヒアリング

第三者からの視点からの意見を聴取するため、学識へのヒアリングを実施する。学識ヒアリングについては2回を想定しており、学識への謝礼は本業務の委託費に含むものとする。また、ヒアリングの時期については発注者と協議の上決定するものとし、学識の人選については受注者で行うものとする。

(8) 報告書の作成

業務のプロセス、検討結果等について報告書としてまとめる。

(9) 打合せ協議(4回)

打合せ協議は、静岡県庁において、4回（業務着手時、中間打合せ（2回）、成果品納入時）実施するものとする。

3. その他

・市町への情報提供を目的に、8月中に中間報告を実施する事。

4. 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は必要に応じ、関係資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は貸与された関係資料等を業務終了後直ちに返還しなければならない。

5. 成果品

成果品目は以下のとおりとする。提出先は静岡県危機管理部危機政策課とする。

- (1) 完了報告書 2部（A4版ファイルとじ）
- (2) (1)の電子データ（CD-R） 2部
- (3) 事例集 100部

6. 本仕様書に係る業務全般についての注意事項

- (1) 発注者が貸与する資料を除き、各資料の使用のための関係者の承認が必要な場合は、原則として受注者がその手続きを行う。また、業務に関して、法令等により官公庁への申請が必要な場合も、同様とする。
- (2) やむを得ない理由により、この仕様書による業務の遂行が困難となった場合は、

受注者は直ちに書面により発注者に申し出て、その指示に従うものとする。

- (3) 受注者は、契約期間満了後においても、発注者が本業務についての説明及び関係資料の提出を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

以上